

# 道路照明灯調査業務に係る仕様書

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、流山市（以下、委託者という。）が実施する、照明設備 LED 化更新事業における道路照明灯に係る調査業務（以下、本業務という。）について必要な事項を定めるものである。

### (目的)

第2条 流山市が管理する道路照明灯約 1,600 灯について、現地調査を行い、LED 化が必要となる既存道路照明灯の抽出及び台帳等の基礎データを整備し、道路照明灯の LED 化に必要な基礎調査を実施することを目的とする。

### (準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、下記の各種法令規定等に基づき行うものとする。

- (1) 道路法（昭和 27 年 法律第 180 号）
- (2) 道路法施行規則（昭和 27 年 建設省令第 25 号）
- (3) 地理空間情報活用推進法（平成 19 年法律第 63 号）
- (4) その他関係法令・規則

### (疑義)

第4条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者・受託者協議のうえ決定するものとする。また、受託者は打合せ協議終了後、打合せ協議の内容を協議簿に明記し委託者に承認を得るものとする。

### (作業計画)

第5条 本業務の実施に先立ち、着手時に下記の書類を委託者に提出し、その承認を受けるものとする。また、その内容を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書、経歴書、資格証
- (3) 工程表

### (事業者要件)

第6条 受託者は以下の認証資格を有するものとする。尚、(1) から (3) については契約事務所及び作業場所で認証を受けているものとする。

- (1) ISO9001（品質管理システム）
- (2) ISO14001（環境マネジメントシステム）
- (3) ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

- (4) IT サービスマネジメントシステム
- (5) ISMS クラウドセキュリティ
- (6) プライバシーマーク

(業務実施体制)

第7条 本業務の実施体制として、下記のとおり技術者を配置するものとする。

- (1) 管理技術者については、過去 5 年以内において、千葉県内での同種業務の完了実績を有する者とし、且つ公益社団法人日本測量協会長が認定する空間情報総括監理技術者の有資格者を配置するものとする。
- (2) 照査技術者については、公益社団法人日本測量協会長が認定する空間情報総括監理技術者の有資格者を配置するものとする。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

(秘密の保守)

第8条 受託者は、本業務を履行する過程において知り得た情報等については、作業中及び作業完了後といえども一切他の者に公表してはならない。

- 2 受託者は、成果品（未完成の成果品及び業務を行ううえで得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧、複写または譲渡してはならない。ただし委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(完了)

第9条 本業務は、成果品とともに完了届・納品書を提出し、完了確認を受け、委託者の承認により業務完了とする。

(瑕疵担保等)

第10条 本業務完了後であっても、受託者の過失または漏洩に起因する不良箇所が発見された場合は、委託者の指示に従い、修正・補正及びその他必要な作業を受託者の負担で行うものとする。

(納入場所及び納入期限)

第11条 本業務の納入場所及び納入期限は、下記のとおりとする。

- (1) 納入期限 令和5年3月31日
- (2) 納入場所 流山市役所 道路管理課

## 第2章 業務概要

### (業務概要)

第12条 本業務の概要は下記のとおりとする。

- |             |    |
|-------------|----|
| (1) 計画準備    | 1式 |
| (2) 資料収集整理  | 1式 |
| (3) 現地調査    | 1式 |
| (4) 調査結果整理  | 1式 |
| (5) 成果取りまとめ | 1式 |
| (6) 打合せ協議   | 1式 |

## 第3章 業務内容

### (計画準備)

第13条 本業務の着手に先立ち、業務全般にかかる人員、機械、器具等について適切な実施計画を立案し、業務実施計画として取りまとめるものとする。また、現地踏査を行い、効率的な業務実施及び安全管理を行うものとする。

### (資料収集整理)

第14条 本業務に必要な資料の収集・整理を行うものとする。資料借用においては紛失及び破損等に十分注意するものとする。また、委託者にて資料が必要となった場合は随時資料の返却等の対応を行うものとする。

### (現地調査)

第15条 委託者が管理する道路照明灯約 1,600 灯については、電気料金支払簿等、既存資料を基に現地調査を実施するものとする。

2 調査項目は、設置場所、管理番号、灯具の種類、灯具形式、基礎形式、照明柱種別（単独柱、共架柱等）、消費電力、電柱番号、お客様番号を確認すると共に、道路照明灯の状況が確認できるような写真を撮影（遠影及び近影）する。

3 調査時において、劣化・傾き等により倒壊の恐れがある照明柱を発見した場合は、委託者に劣化の状況を報告する。なお、劣化度の判定基準については、委託者と協議の上決定する。

4 調査の際、道路照明灯かどうか判断がつかないものに関しては、別途取りまとめ、委託者と協議するものとする。

### (調査結果整理)

第16条 現地調査をもとに、既存資料更新及び台帳作成を行うものとする。尚、台帳作成に際しては、委託者にて既に道路照明灯 GIS データを保有しているため、委託者保有の道路管理システムよりエクスポートを行い、同じ形式で作成するものとする。

(成果取りまとめ)

第17条 本業務において実施した作業について、作業報告書として取りまとめ、製本するものとする。GIS データについては既存 GIS システム(PADMS Viewer Light)の要件定義に合わせてデータ変換を行い、再セットアップするものとする。データについては Shape ファイル形式、ファイルジオデータベース形式にて作成し、Shape ファイルデータを基にデータベース構造の構築を行うものとする。

(打合せ協議)

第18条 打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、業務完了時の計3回を予定している。なお、上記以外にも打合せが必要と判断される場合は、委託者と適宜協議し、速やかに実施することとする。

#### 第4章 成果品

(成果品)

第19条 本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- |                                |    |
|--------------------------------|----|
| (1) 作業報告書                      | 1式 |
| (ア) 道路照明台帳                     |    |
| (イ) 関係機関協議資料                   |    |
| (ウ) 道路照明灯位置図データ (Shape ファイル形式) |    |
| (2) 各種データを格納した DVD             | 1式 |
| (3) その他必要書類                    | 1式 |

#### 第5章 その他

(本仕様に係る問い合わせ先)

第20条 本仕様書に係る問い合わせ先は、下記のとおりとする。

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所 土木部 道路管理課 管理係

電話 04-7150-6093

FAX 04-7150-2862

メール [dourokanri@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:dourokanri@city.nagareyama.chiba.jp)